

相続の てびき

株式会社 かんぽ生命保険

2025年4月期



本冊子では、かんぽ生命保険および簡易生命保険の保険契約者さまや保険受取人さまが亡くなられた場合のお手続きについてご案内しています。

目次

1 かんぽ生命のご契約に関する「相続のお手続き」について

お手続きの流れ	1
相続のお手続き	2
戸籍謄本の見方	6
保険証券(保険証書)の見方	9

2 知っておきたい「相続」について

相続・相続人	10
相続順位	12
[かんぽ生命] 遺族制度	15
相続割合	17
遺言書	18

用語解説	20
------------	----

お手続きの流れ

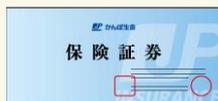
STEP
1

本冊子をご確認ください



STEP
2

必要書類をご準備ください



保険証券
(保険証書)



ご本人さまを
確認できる書類
(運転免許証など)



印章



戸籍謄本

など

詳しくは3ページをご参照ください

STEP
3

郵便局または当社の支店にて
お手続きをお願いします



相続のお手続き

次のような場合は相続のお手続きが必要となります

被保険者がお亡くなりになった場合

入院・手術保険金をお受け取りにならないまま
被保険者がお亡くなりになった場合の**入院・手術保険金等の請求**

契約者がお亡くなりになった場合

契約者と被保険者が**別人**の保険契約で
契約者がお亡くなりになった場合の**契約者の変更または解約返戻金の請求**

保険金受取人がお亡くなりになった場合

保険金※をお受け取りにならないまま
保険金受取人がお亡くなりになった場合の**保険金の請求**

※満期保険金、生存保険金および被保険者死亡による死亡保険金等

次のような場合は相続ではなく遺族制度の対象となります

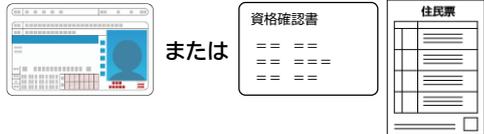
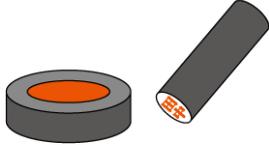
遺族制度はかんぽ生命保険独自の制度です。詳しくは15ページをご参照ください

被保険者がお亡くなりになった場合

死亡保険金受取人の指定がない状態で
被保険者がお亡くなりになった場合の**死亡保険金の請求**

※死亡保険金受取人が被保険者より先にお亡くなりになった場合も含まれます。

かんぽ生命の相続のお手続きに必要なものって？

ご用意ください	
<p>① 保険証券(保険証書)</p> 	<p>② お手続きをされる方の本人確認書類(顔写真あり)1種類 または 本人確認書類(顔写真なし)2種類※1 (例)運転免許証 (例)資格確認書と住民票</p> 
<p>③ お手続きをされる方の印章</p> 	<p>④ 相続人が確認できる書類(戸籍謄本など)</p> 
<p>⑤ 保険契約者さまおよび保険金等を受け取られる方の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類※2 (入院保険金などの請求の場合には省略することができます。)</p>  <p>※個人番号カード以外の書類(通知カードや個人番号記載済みの住民票)の場合は、あわせてご本人さま確認書類のご提示が必要となります。</p>	

場合により必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> ●代表者選定届(相続人が複数人いる場合に限り。)^{※3} ●死亡証明書、入院証明書^{※3} ●被保険者の生年月日が確認できる書類 ●新たに保険契約者となる方の預貯金通帳および届出印(引き続き、保険料の払込みが必要な場合に限り。)

※1 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が必要となる請求をされる場合で、健康保険証等の顔写真のない書類をご提示いただくときは、2種類の書類をご提示いただく必要があります。不明な点がございましたらご請求される前にお問い合わせください。

※2 2016年1月1日以降に支払事由が発生した保険金等の場合に限り。

※3 書式はかんぽWebサイトまたはお近くの郵便局でお受け取りいただけます。



相続人が複数人いる場合は？

相続人が複数人いる場合は、代表者の方(1名)に手続きをしていただくこととなります。

相続人全員でご相談いただき、その中から代表者となられる方(1名)の選定をお願いいたします。この場合には、次の書類を前ページの必要書類とあわせてご用意ください。



1	相続人全員が記載・記名押印(実印)した代表者選定届(当社所定の書類)
2	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の方以外の相続人全員の印鑑登録証明書(発行後6か月以内のもの) 印鑑登録証明書の提出が困難である方がいらっしゃる場合にはその方ご本人のみが使用できる公的書類(原本)(運転免許証など)

※保険金等の請求においては、代表者選定届に代えて当社所定の請求書の裏面(代表者選定欄)に記載・記名押印等をいただくこともできます。

※代表者の選定について、相続人の方に事実確認させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

当社所定の要件を満たす場合、「代表者選定届」の提出に代えて、「誓約書」(当社所定の書類)を使用いただける場合があります。これにより、代表者の方以外の記名押印や印鑑登録証明書等の提出、戸籍謄本の取得を一部省略できる場合があります。詳しくはお近くの郵便局、当社の支店またはかんぽコールセンター(21ページ参照)にお問い合わせください。



相続人の中に未成年者がいる場合は？



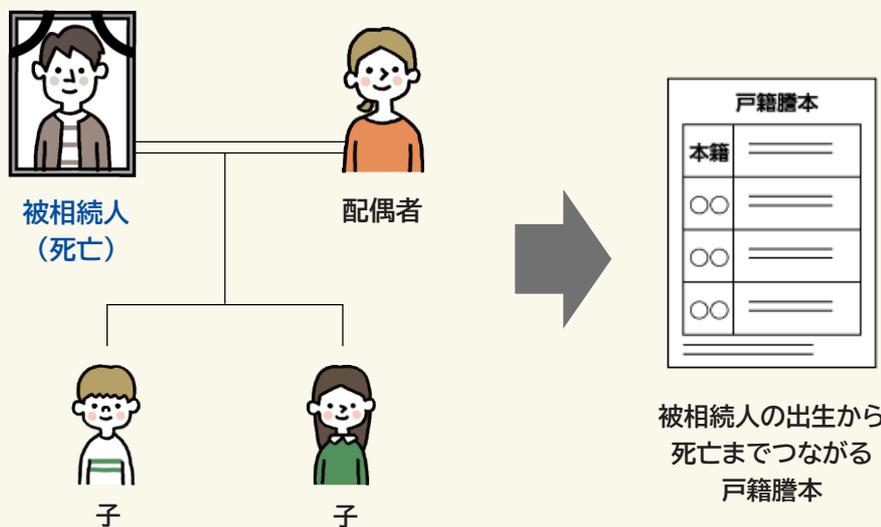
相続人の中に未成年者がいる場合は、相続人である未成年者自身(未成年者が記載等できない場合は親権者または未成年後見人)に加え、法定代理人の方(親権者または未成年後見人)による記名押印も必要となります。

また、未成年者の方と法定代理人の方との続柄を確認できる書類(戸籍謄本など)の提出が必要となる場合があります。

相続人の確認ができる戸籍謄本の例

— 被相続人の配偶者と子が相続人となる場合 —

被相続人の出生から死亡までつながる戸籍謄本をご用意ください。



被相続人の出生から
死亡までつながる
戸籍謄本

※一定の要件を満たしたときは、戸籍謄本の一部を省略できる場合があります。

※上記は例であり、必要となる戸籍謄本の種類や数は、被相続人および相続人の方の現在の状況により異なります。

法定相続情報一覧図について

手続き時に戸籍謄本等の提出に代えて法定相続情報一覧図を使用いただくことが可能です。
2017年5月29日から「法定相続情報証明制度」が始まり、法務局で被相続人の相続関係を記載した
用紙に認証を受けることで、5年間は写しが無料で交付されます。



戸籍謄本の見方

全部事項証明書

(平成6年法務省令による戸籍改製で、電子化された戸籍謄本)

戸籍謄本のうち電算化されたものを「全部事項証明書」といいます。

全部事項証明		
1 本籍	東京都A区A町1丁目1-1	
2 氏名	保険 A男	
3 戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成16年7月31日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記録されている者	【名】 A男 【生年月日】昭和8年7月9日 【父】保険 B男 【母】保険 C子 【続柄】四男	
4 身分事項	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">(戸籍) 筆頭者の個人欄</div>	
出生		【出生日】昭和8年7月9日 【出生地】神奈川県B市B区 【届出日】昭和8年7月15日 【届出人】父
婚姻		【婚姻日】昭和38年4月25日 【配偶者氏名】年金 D子 【従前戸籍】神奈川県B市B区B町2丁目1-1
配偶者の死亡		【配偶者の死亡日】平成21年4月4日
戸籍に記録されている者	【名】 D子	
除籍	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">死亡等により除籍された場合は、「除籍」と記載されます。</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">5 【生年月日】昭和10年9月2日 【父】年金 E男 【母】年金 F子</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">6 【続柄】二女</div>	
戸籍に記録されている者	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">筆頭者以外の個人欄 (配偶者・子)</div>	
婚姻	【出生日】昭和10年9月2日 【出生地】東京都D区 【届出日】昭和10年9月5日 【届出人】父	
死亡	【婚姻日】昭和38年4月25日 【配偶者氏名】保険 A男 【従前戸籍】東京都D区D町4丁目1-1 【死亡日】平成21年4月4日 【死亡時分】午前7時7分	

発行番号*****

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 〇〇

役所の
公印

1 本籍欄
本籍は、戸籍上の所在地が記載されています。

2 筆頭者氏名欄
戸籍の筆頭に記載される方の氏名が記載されています。

3 戸籍事項欄
在籍者全員に共通な戸籍全体に関する下記の事項が記載されています。

- 新戸籍の編製
- 転籍
- 戸籍の訂正
- 戸籍の改製
- 氏の変更
- 再製
- 戸籍の抹消 (削除)

〈記載例〉
「平成6年法務省令第51号～による改製」と記載
…戸籍の電算化により戸籍謄本の様式が変わったためこの戸籍が作られたことが分かります。

4 身分事項欄
本人に関する下記のような変動の原因とその年月日が記載されています。

- 出生
- 離縁
- 氏名の変更など
- 認知
- 婚姻
- 縁組
- 離婚
- 離婚

5 父母欄
非嫡出子の場合、「認知」事項を父の戸籍にも記載するようになっています。

6 父母との続柄欄
父母との続柄が記載されています。

改製原戸籍

(平成6年法務省令による戸籍改製前まで使われていた様式)

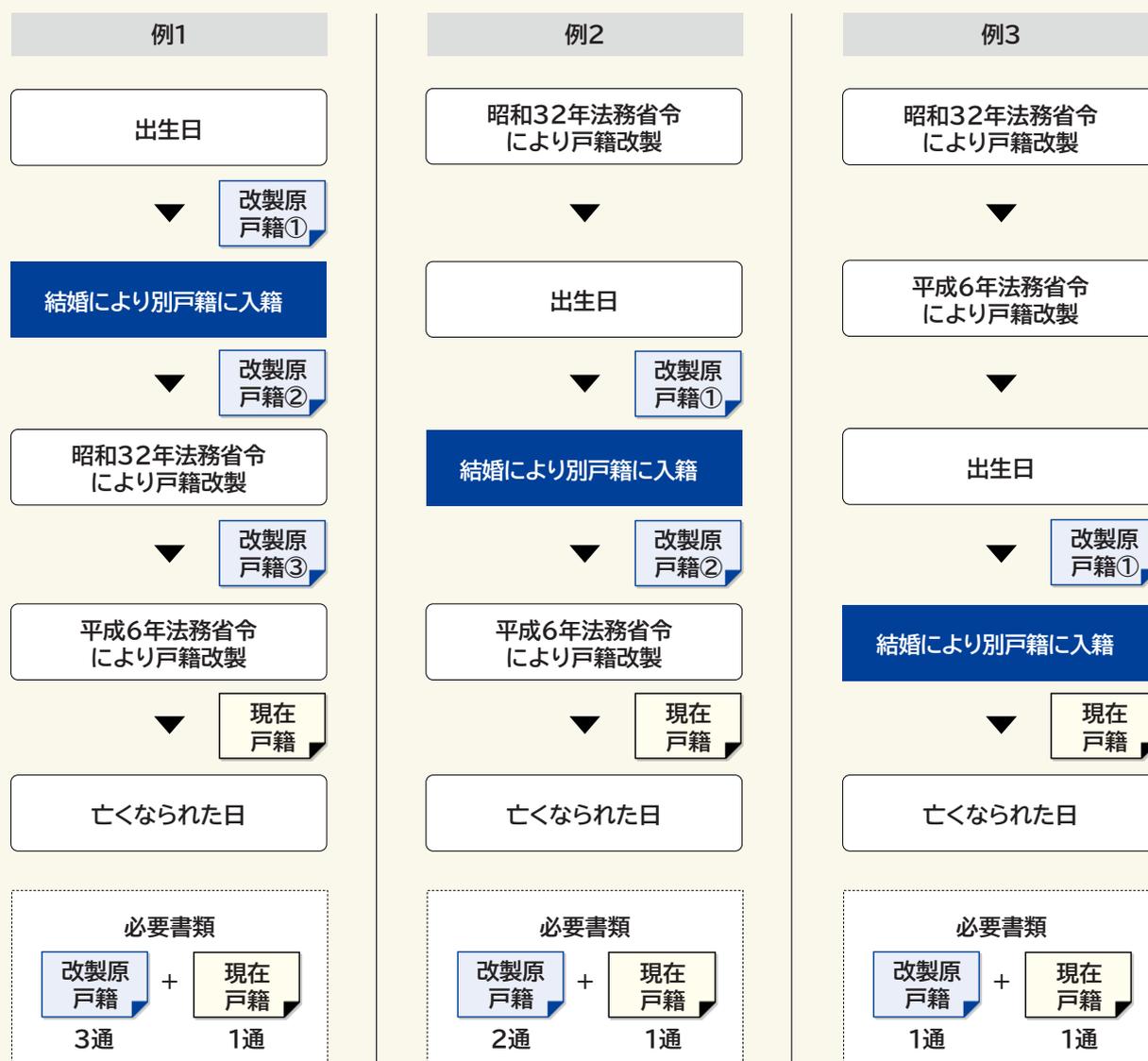
法令等の改正によって様式や書き方が変更されたため、使われなくなった古い様式の戸籍を「改製原戸籍」といいます。

※ 必要となる通数は亡くなられた方や相続人となられた方によって異なります。

戸籍の改製は、昭和32年および平成6年の法務省令により行われており、本籍を移転していなくても、謄本が複数になる場合があります。

改製時に新たに編成された戸籍には、その時点で戸籍に在籍する方のみ転記されるため、結婚や養子縁組等により除籍されている方が存在する場合、改製後の戸籍謄本のみでは除籍されている方の確認ができません。

被相続人の出生からお亡くなりになった日までに被相続人の戸籍に記載された方を漏れなく確認するために、改製前の戸籍(改製原戸籍)を全部事項証明書とあわせて提出していただく必要があります。



改製原戸籍		平成六年法務省令五十一号附則第二条第一項	
1 本籍欄 東京都A区A町二丁目一番地二号		2 氏 保険 A男	
3 昭和三拾参年七月式拾五日神奈川県C市区C町三丁目一番地 号から転籍届出		4 昭和三拾八年四月式拾五日年金D子と婚姻届出神奈川県B市区B町二丁目一番地 号保険C子戸籍から入籍	
父	母	夫	妻
亡保険 B男	C子	A男	
出生		出生	
昭和八年七月九日		昭和八年七月九日	

(戸籍)筆頭者の個人欄

1 本籍欄
本籍は、戸籍上の所在地が記載されています。

2 筆頭者氏名欄
戸籍の筆頭に記載される方の氏名が記載されています。

3 戸籍事項欄
在籍者全員に共通な戸籍全体に関する下記の事項が記載されています。

- 新戸籍の編製
- 転籍
- 戸籍の訂正
- 戸籍の改製
- 氏の変更
- 再製
- 戸籍の抹消(削除)

<記載例>

- 「婚姻の届出により～」と記載
…婚姻によってこの戸籍が編製されたことが分かります。
- 「～から転籍」と記載
…本籍地の移転によってこの戸籍が編製されたことが分かります。

4 身分事項欄
本人に関する下記のような変動の原因とその年月日が記載されています。

- 出生
- 離縁
- 氏名の変更など
- 認知
- 婚姻
- 縁組
- 離婚

5 父母欄
父母が婚姻している場合は、父欄についてのみ氏を記載し、母欄の氏の記載は省略されています。また、非嫡出子の場合、「認知」事項が父の戸籍にも記載されています。

6 父母との続柄欄
父母との続柄が記載されています。

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

役所の公印

昭和三拾九年九月式日東京都D区で出生同月五日父届出入籍		昭和三拾九年七月七日神奈川県B市区同月拾五日父届出入籍	
昭和三拾八年四月式拾五日保険届出東京都D区D町四丁目一番地E男戸籍から入籍		平成式拾参年四月四日午前七時七で死亡同月拾日夫届出除籍	
父	母	父	母
年金 E男	D子	A男	D子
出生		出生	
昭和拾九年九月式日		昭和拾九年七月七日	

死亡等により除籍された場合は、「×」で抹消されます。

筆頭者以外の個人欄(配偶者・子)



保険証券(保険証書)の見方

保険証券(保険証書)の該当箇所をご参照のうえ、お手続きに必要な書類へ必要事項をご記入ください。
 なお、保険証券(保険証書)の「表面」には契約締結時のご契約内容が印字されており、その後、各種請求などによりご契約内容の変更があった場合は、変更後の内容が保険証券(保険証書)「表面」または「裏面」へ記載されます。

※各種ご請求に際し保険証券(保険証書)記号番号等がご不明の場合は、ご請求時に郵便局または当社の支店等にお申し出ください。
 ※保険証券(保険証書)のレイアウトは、ご契約時期により若干異なる部分もございますので、ご了承ください。
 ※お手続きによっては変更後の内容が保険証券(保険証書)に記載されない場合もあります。

表面

1 保険種類 《新フリープラン》 普通養老保険	2 保険証券記号番号 01 00 0000000 号			
保険契約者 契約 太郎 様	3 契約日(保険期間の始期) 2022年4月1日			
被保険者 契約 太郎 様	責任開始日 2022年3月20日			
4 生年月日・性別 1985年(昭和60)年2月8日男加入年齢37歳	申込日 2022年3月20日			
受取人等 満期保険金受取人 契約 太郎 様 死亡保険金受取人 契約 花子 様 指定代理請求人 契約 花子 様	保険期間満了年齢 47歳 保険期間の終期 2032年3月31日			
5 保険金額 満期保険金 金2,000,000円 死亡保険金 金2,000,000円 保険金の倍額支払の場合の金額 2,000,000円	保険料額の合計額(基本契約及び特約) 金 10,500円			
	保険料額(基本契約) 金10,000円 保険料払込済年齢(基本契約) 47歳 保険料払込期間の終期(基本契約) 2032年3月31日 保険料払込方法(回数) 月掛 保険料払込方法(経路) 口座払込み 保険料払込時期毎月1日から末日まで 配当金支払方法積立			
6 特約種類	特約保険金額	特約保険料額	特約保険期間の終期	特約保険料払込期間の終期
無配当災害特約	円 2,000,000	円 50	2032年3月31日	2032年3月31日
無配当総合医療特約I型	円 2,000,000	円 450	2032年3月31日	2032年3月31日
お支払いする保険金の額 ○無配当災害特約 特約死亡保険金額…特約保険金額に相当する金額 傷害保険金額…身体障害の状況により、特約保険金額の10、30、50、70又は100% ○無配当総合医療特約I型 入院保険金額(日額)…特約保険金額×1.5/1000 入院初期保険金額…1回の入院につき、入院保険金額(日額)の5倍 手術保険金額…入院保険金額(日額)の20倍又は5倍 放射線治療保険金額…入院保険金額(日額)の10倍				金500円
この保険証券の作成年月日・作成場所 2022年 3月 28日 本社作成				印紙税申告納付につき 税務署承認済

- 1 保険種類欄**
保険契約の種類を記載しております。
- 2 保険証券(保険証書)記号番号欄**
ご契約ごとに付与している番号です。
- 3 契約日欄**
(または保険契約の効力発生年月日)
保険契約にご加入いただいた年月日を記載しております。
- 4 生年月日・性別欄**
本被保険者さまの生年月日および性別を記載しております。
なお、学資保険は契約者さまの生年月日および性別も記載しております。
- 5 保険金額欄**
ご契約の基本保険金額を記載しております。
- 6 特約種類・特約保険金額欄**
ご契約に付加されている、特約種類および特約保険金額を記載しております。

裏面

7 再度証券発行・契約異動変更等
2022年 3月 20日 指定代理請求特則IIを適用し、指定代理請求人を指定/変更しました。 株式会社かんぽ生命保険印

- 7 再度証券(証書)発行・契約異動変更等欄**
ご契約締結時または各種お手続きの際に、ご確認させていただきました内容およびご契約内容の異動変更があった場合に変更履歴を記載させていただく欄となります。
※ご契約内容確認をされる場合は、表面だけでなく必ず裏面もご確認願います。
※お手続きによっては変更履歴を記載しないものもあります。

相続・相続人

相続とは？

相続とは、ある方(被相続人)が亡くなられた場合、その方の財産に属した一切の権利義務が、親族の中の一定の方(相続人)に承継されることをいいます。



民法第882条、896条

相続にはどのような方法があるの？

遺言による相続	亡くなった人が遺言書により相続の内容を決める相続
法定相続	民法で定められた相続人が定められた分をもらう相続
分割協議による相続	相続人全員で協議して遺産の分割を決める相続

遺言書がある場合は、その内容通りに相続を進めるのが原則です。

遺言書がない場合は、民法で定められた内容に則って相続を行うか、相続人全員で協議してそれぞれの事情に応じて相続を行うこともできます。

相続人となるのは誰？

相続人となるのは、被相続人の「配偶者」「子」「直系尊属」「兄弟姉妹」です。

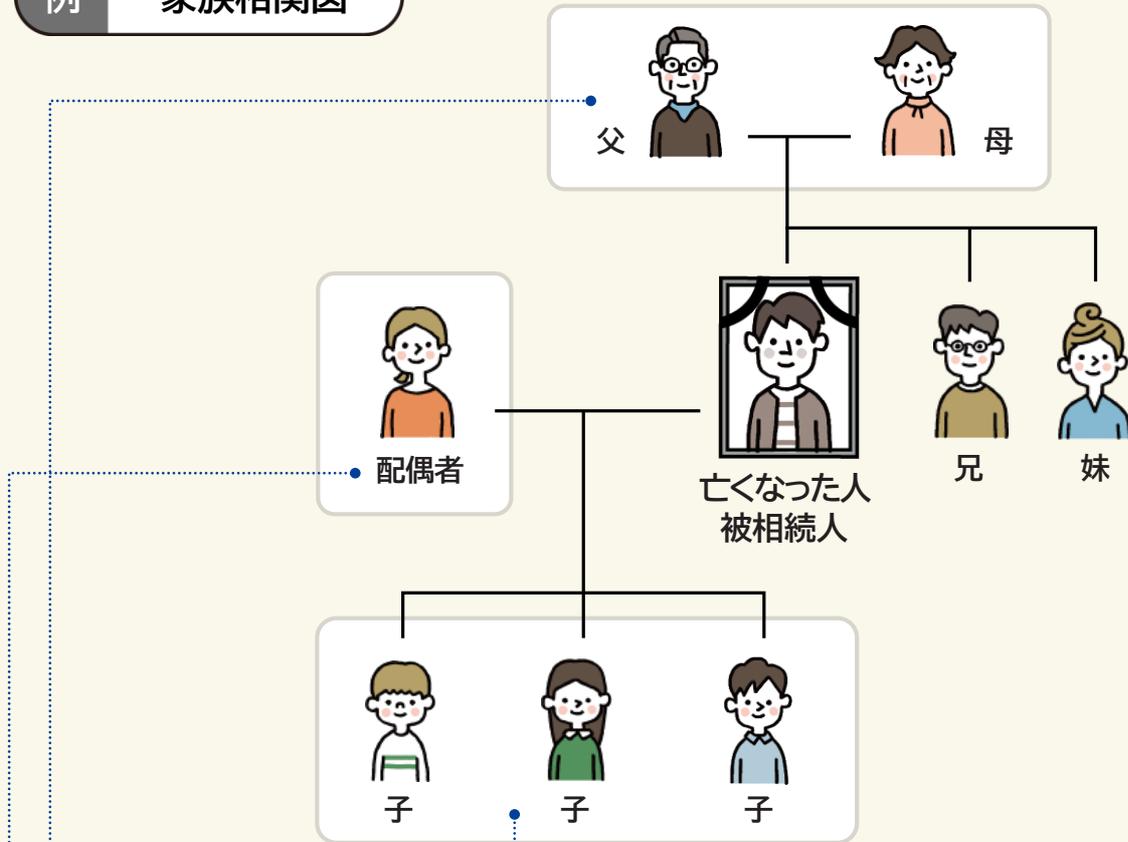
また、相続開始前に被相続人の「子」あるいは被相続人の「兄弟姉妹」が死亡等により相続権を喪失したときには、その方の子(「代襲者」)が相続することとなります。これを、「代襲相続」といいます。



民法第887条～890条

例

家族相関図



子とは

- 実子、養子^{注①}、嫡出子、非嫡出子^{注②}を問いません。
- 胎児は生まれることを条件として相続人とみなされます。
- **注①** 養子になっても実の親との親子関係が存続する「普通養子」と、実の親との関係を消滅させ、養子を実の親子同様とする「特別養子」があります。
- **注②** 嫡出子とは法律上の正式な婚姻関係にある夫婦間の子をいい、婚姻関係にない夫婦間の子を非嫡出子（嫡出でない子）といいます。

直系尊属とは

- 直系の関係にある父母、祖父母など、自分より前の世代にある方をいいます。
- 相続の順位は、親等の近い方から上位となります。

配偶者とは

- 婚姻によって夫婦となった方を相互に配偶者といいます。
- 婚姻は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって成立するもので、婚姻届を出していない夫婦（内縁）など「事実上の婚姻関係にある方」は配偶者とはなりません。

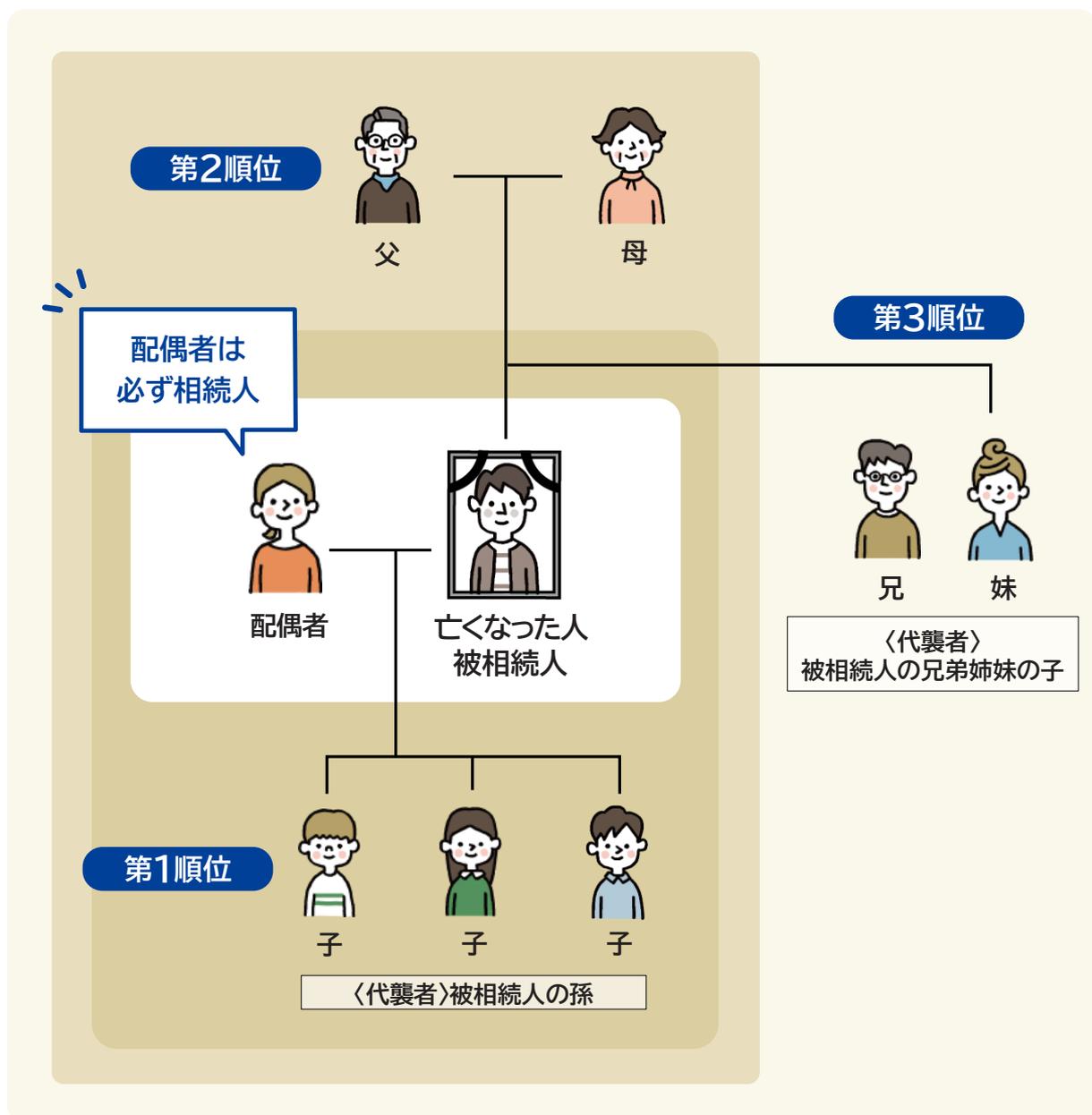
子の相続権

- 普通養子は、実親と養親の両方の相続人となります。
- 特別養子は、養親のみの相続人となります。
- 非嫡出子は、母に対しては第1順位の相続人となります。父に関しては、父がその子を認知していれば、第1順位の相続人となります。
- 後妻が死亡した場合で、先妻との間に子がある場合、その子が後妻と養子縁組をしていれば、後妻の第1順位の相続人となります。
- 離婚した妻が子の親権を持っている場合でも、その子は父の第1順位の相続人となります。

相続順位

相続の権利には順番があるの？

関係性の近い方から順位がついていき、第1順位から第3順位まであります。
順位が上の相続人から相続権が行使されていきます。



相続順位は、以下のようになります

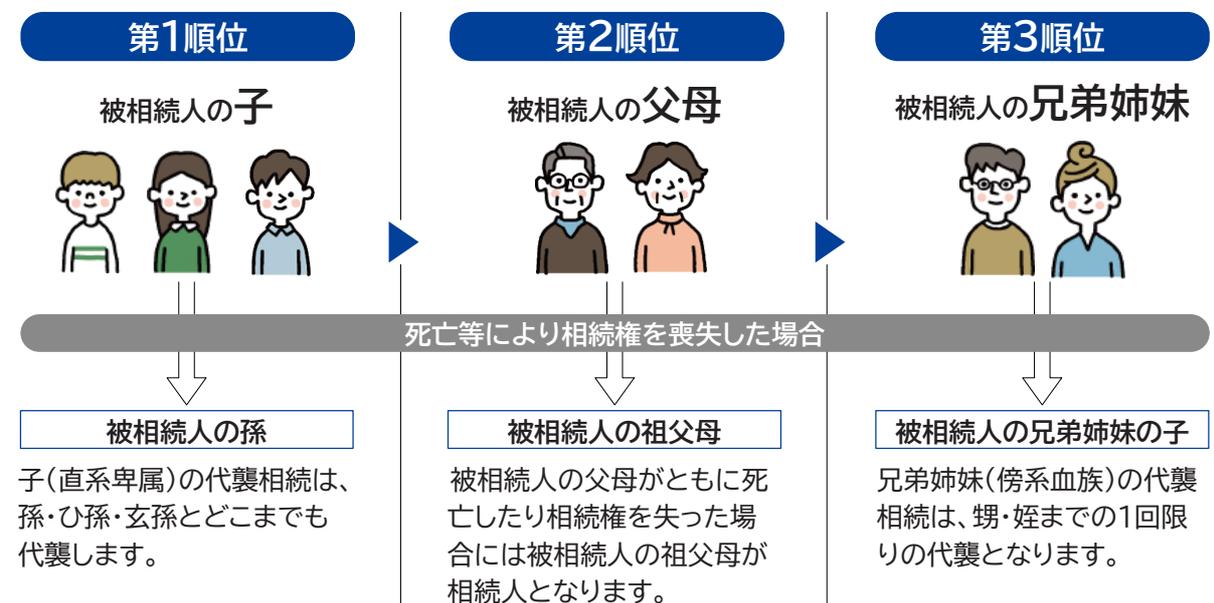


被相続人の配偶者

※配偶者は必ず相続人となります。



先順位の方が存在しない場合、次順位の方が権利を取得



配偶者 婚姻届を提出していない方は含まれません。
相続開始時に配偶者であった方は、常に相続人です。

子 養子・胎児(死亡して生まれた場合は除外)・非嫡出子も相続人です。

代襲相続 被相続人の「子」あるいは「兄弟姉妹」が相続の開始前に死亡したとき、又は相続権を失った場合において、その方に子があるときは、その子が同順位の相続人となります。

相続人とは、民法で定められた相続権を有する方のことです。
故人と同一生計であったか否かは関係ありません。

Memo

相続人やその代襲者もない場合は？

第3順位の相続人もその代襲者もすべて存在しない場合「**相続財産清算人**」が相続財産の管理および清算をすることとなります。

その後、「**特別縁故者**」からの申し立てもないと、相続財産は国庫に帰属することとなります。



民法第951条、959条

「相続財産清算人」とは…

- 第3順位の相続人もその代襲者もすべて存在しない場合、家庭裁判所は利害関係人または検察官の請求によって、相続財産清算人を選任します。
- 家庭裁判所は相続財産清算人を選任した旨と、相続人がいる場合は最低6か月間の期間内に権利主張すべき旨を公告します。
- 相続財産清算人は、不在者の財産管理人と同じ権利義務を負い、財産の管理および清算をすることとなります。

※これまで相続人やその代襲者もない場合には、相続財産の管理および清算を「相続財産管理人」が行っていましたが、2023年4月1日施行の民法改正より「相続財産清算人」に名称が変更されました。
(「相続財産管理人」は相続財産の保存を目的に選任することとなり、名称が区別されました。)



民法第952条、953条

「特別縁故者」とは…

- 相続人以外で被相続人と生計を同じくしていた方、被相続人の療養看護に努めた方、その他被相続人と特別の縁故があった方のことで、家庭裁判所へ特別縁故者に対する相続財産分与の申し立てを行い、認められた方をいいます。
- 相続人の不存在が確定した場合、家庭裁判所は特別縁故者からの申し立てにより相続財産の一部または全部をその方に分与することができます。



民法第958条の2

Memo

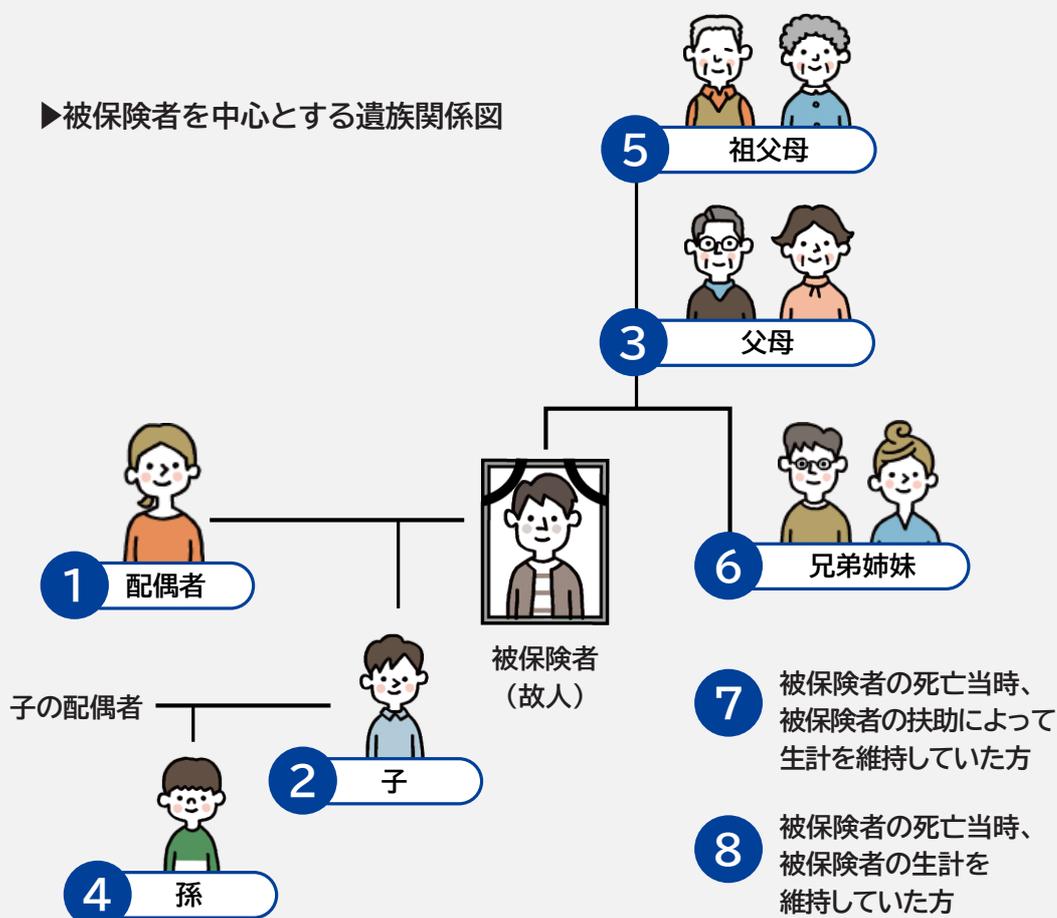
かんぽ生命

遺族制度

遺族制度とは簡易生命保険契約およびかんぽ生命保険契約の各種約款に規定された独自の制度であり、死亡保険金受取人が無指定状態の場合の死亡保険金等の請求権を有する方を定めています。

第1～第8順位があり、先順位の遺族がいるときは、次の順位の方は請求権を持ちません。

▶被保険者を中心とする遺族関係図



注1:被保険者の遺族のうち、「子」および「兄弟姉妹」には、民法に定められている代襲相続と同様の仕組みはなく、ひ孫・甥姪等は含まれません。

注2:簡易生命保険の保険契約の場合、被保険者の遺族に該当する方がいないときには、その保険金は他の加入者の配当原資に充てられます。

注3:かんぽ生命の保険契約で、死亡保険金受取人が被保険者より前に死亡して無指定状態となっていた場合、被保険者の遺族に該当する方がいないときには、指定されていた死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金等の受取人となります。

遺族

「遺族」とは、次の表に掲げる方であり、この表の順位により先順位の方が保険金等の受取人となります。

遺族の定義：(普通養老保険普通保険約款では第28条に規定)

順位	遺族(保険金等受取人)	
先順位の方が存在しない場合、次順位の方が権利を取得	1	被保険者の『配偶者』  (※法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。)
	2	被保険者の『子』 
	3	被保険者の『父母』 
	4	被保険者の『孫』 
	5	被保険者の『祖父母』 
	6	被保険者の『兄弟姉妹』 
	7	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた方
	8	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた方

⚠ 遺族であっても、被保険者、遺族の先順位者または同順位者を故意に死亡させた者は、保険金等の受取人になれません。

相続と遺族制度の主な相違点

	相続	遺族制度
代襲相続の有無	あり	なし
配偶者がいる場合の請求権者	相続の第1順位から第3順位の先順位者は配偶者とともに請求権者となります	遺族制度の第2順位の方は請求権者となりません
配偶者の範囲	法律上の婚姻関係にある方に限られます	法律上の婚姻関係にある方に加え、事実上の婚姻関係(内縁関係)も含まれます

相続割合(法定相続分)

相続の割合はどうなるの(法定相続分) ?

被相続人が遺言で相続分を指定しない場合や、被相続人が相続分を定めることを第三者に委託していない場合には、法律で定められた相続分が適用されます。同順位の相続人が複数人いるときは相続分は次の表のとおりとなります。(被相続人に配偶者がいない場合は、それぞれの順位の相続人がすべてを相続することになります。)

 民法第900条～902条

順位	相続人	相続分	備考
第1順位	配偶者	1/2	ア 子が数人あるときは相続分を均等に相続します。 イ 代襲相続人は被代襲者が受けるべき相続分を相続します。 ウ 代襲相続人が数人あるときはイの相続分を均等に相続します。
	子	1/2	
第2順位	配偶者	2/3	ア 直系尊属が数人あるときは相続分を均等に相続します。 イ 実父母、養父母の区別なく相続分は均等に相続します。
	直系尊属	1/3	
第3順位	配偶者	3/4	ア 兄弟姉妹が数人あるときは相続分を均等に相続します。 イ 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は父母の双方を同じくする兄弟姉妹の1/2となります。 ウ 代襲相続人は被代襲者が受けるべき相続分を相続します。 エ 代襲相続人が数人あるときはウの相続分を均等に相続します。
	兄弟姉妹	1/4	



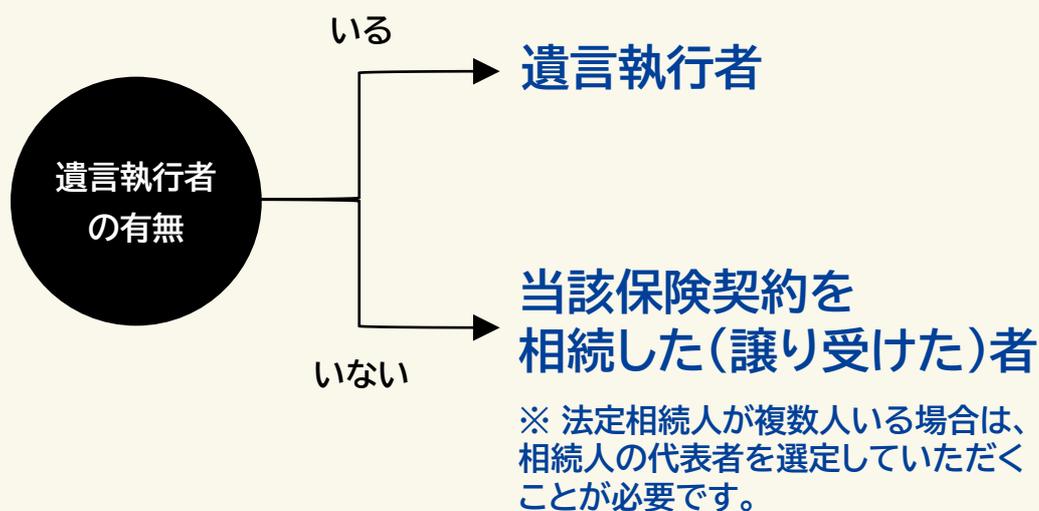
遺言書

「遺言書」とは、死後の財産の分け方や遺言書の指示を誰に実行してほしいかを明記した、法的な書類のことをいいます。

遺言書に記載された手続きを遂行する人って？

遺言書の内容を遂行する人は、遺言執行者※が選任されているかどうかで異なります。

※ 遺言に記載されている内容を実現するために、必要な手続きを行う人のこと



遺言執行者は遺言の効力が生じた後であっても、家庭裁判所に申し立てをすることで選任することが可能です。

※遺言執行者がいない場合、お手続き時に追加で書類(代表者選定届等)を提出いただく場合があります。

遺言書にはどういうものがあるの？

種類*1	解説
公正証書遺言	“公証役場等で公証人に作成してもらった遺言”のこと
自筆証書遺言	「被相続人(遺言者)」本人が“自筆で記載した遺言書”のこと むやみに開封はせず、遺言者本人の住所地の家庭裁判所に持ち込み、検認*2を受けてください
遺言書情報証明書	2020年7月10日から実施されている「自筆証書遺言書保管制度」を利用して、法務局(遺言書保管所)で保管されている自筆証書遺言の内容を記し、証明する書類のこと 2021年度以降は、遺言者の死亡届により、あらかじめ指定した方に対して、遺言書が保管されている旨が通知されます ※相続人が法務局で交付請求を行えば受け取れます

*1 上記のほか、危急時遺言や隔絶地遺言等の特別方式のものもありますが、通常時は利用できません。

*2 相続人に対し、遺言の存在と内容を知らせ、検認作業時点での遺言書の内容を明確にし、偽造等を防止する手続きのことを指します。

遺言書以外の書類

遺言書以外にも、以下に記載の書類がある場合は、遺言書と同様に書類上で指定された方が相続手続きを行います。

種類	解説
遺産分割協議書	<ul style="list-style-type: none"> 相続発生後に“相続人全員”が集まって話し合い(遺産分割協議)を行い、合意された内容を受けて作成される書面のこと ※遺産分割協議に際し、相続人全員の署名押印(実印)と印鑑登録証明書の添付が必要です。 手続時には、相続人全員が確認できる戸籍謄本等の提出が必要
遺産分割調停調書謄本*3	<ul style="list-style-type: none"> 相続人間で遺産分割協議を行ったが、合意ができなかった場合に家庭裁判所の調停委員が間に入り、相続人全員が合意できた場合に裁判所が作成する調書の謄本のこと 申し立ての際、裁判所に戸籍謄本等を提出しているため、手続時には戸籍謄本等の提出は不要
遺産分割審判調書謄本*3	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員が間に入っても相続人間で合意できない場合に、家庭裁判所が遺産分割の方法を指定する審判書の謄本のこと 申し立ての際、裁判所に戸籍謄本等を提出しているため、手続時には戸籍謄本等の提出は不要

*3 裁判所が作成するため、相続人の署名押印は不要です。

用語解説(ページ順)

用語	解説	頁
被保険者	その人の生死などが保険の対象とされる人のこと。その人の生存や死亡、病気やケガによる入院などに関して保険金が支払われます。	2
契約者	当社と契約を結び、契約上の権利(例えば、契約内容の変更権)と、義務(例えば、保険料のお払い込み)がある人のこと	2
保険金受取人	保険金を受け取る人のこと	2
代表者選定届	請求人が相続人等の代表者となったことを確認するための当社所定の書類のこと	4
誓約書	請求人が相続人等の代表者になったことを確認するため、代表者選定届に代えて提出いただく当社所定の書類のこと ※誓約書を使用することで、一部提出書類の省略が可能となることがあります。 ※ご利用にあたっては当社所定の要件を満たす必要があります。	4
相続	被相続人が亡くなった場合、その方の財産に属した一切の権利義務が、その人の相続人に承継されること(民法882条、896条)	10
相続人	被相続人の財産を受け継ぐ権利を持っている人のこと	10
被相続人	相続財産を遺して亡くなった人のこと	10
代襲相続	被相続人の死亡時に、本来相続人となる「子」または「兄弟姉妹」が被相続人より先に死亡している等の理由で相続権を失っている場合、本来相続人となる方の「子」や「孫」(兄弟姉妹の場合は「子」に限る)が代わりに相続人となること	13
相続財産清算人	相続人の存在、不存在が明らかでないとき(相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する方がいなくなった場合も含まれる)には、家庭裁判所は申し立てにより相続財産の清算人を選任します。 相続財産清算人は、被相続人(亡くなった方)の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。	14
特別縁故者	相続人以外で被相続人と生計を同じくしていた方、被相続人の療養看護に努めた方、その他被相続人と特別の縁故があった方のことで、特別縁故者財産分与請求を家庭裁判所に請求し認められた方のこと	14
遺族	簡易生命保険契約およびかんぽ生命保険契約の各種約款で規定している『遺族』とは、死亡保険金受取人が無指定または被保険者の死亡前に亡くなっている場合に死亡保険金等の請求権を持っている人のこと	15
遺言書	被相続人が、亡くなる前に死後の財産の処分方法や遺言書の指示を誰に実行してほしいかを明記した書類のこと	18
遺産分割協議書	相続発生後に“相続人全員”が話し合い(遺産分割協議)を行い、合意された内容を受けて作成される書面のこと	19

お手続きに関するお問い合わせ先

ご不明な点については、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、
下記の「かんぽコールセンター」または
「ご高齢のお客さま専用コールセンター」にお問い合わせください。

かんぽコールセンター

通話料
無料

ここにきこう
 0120-552-950

受付時間

9:00~21:00 平日
9:00~17:00 土曜日・日曜日・休日
※1月1日~3日を除きます。

ご高齢のお客さま専用
コールセンター

通話料
無料

 0120-744-552

受付時間

9:00~21:00 平日
9:00~17:00 土曜日・日曜日・休日
※1月1日~3日を除きます。

ご高齢のお客さま専用のコールセンターです。
オペレーターに直接つながり、お問い合わせに
対してゆっくりと丁寧に対応します。

生命保険の税務に関する具体的な事柄(相続税が課せられるか否かや実際の相続税
額等)については、税理士や税務署にご相談いただきますようお願いいたします。

かんぽ生命のWebサイト

<https://www.jp-life.japanpost.jp/>



パソコンから

かんぽ生命

検索

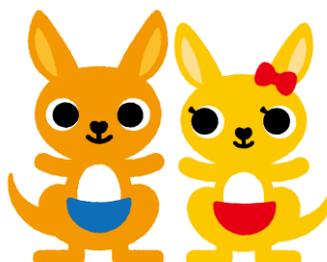


スマートフォンから

こちらから
お読み取りください▶



かんぽ生命
企業キャラクター
かんぽくん



ゆめちゃん